

経済安全保障推進法に基づく重要物資の安定的な供給の 確保（サプライチェーン強靱化）に関する制度について

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

2024年4月

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要（1 / 2）

趣旨

- 国民の生存や、国民生活・経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図ることは重要。
- 重要な物資の安定供給確保を講じる制度を整備する必要。
- 政府は安定供給を確保すべき物資を指定。所管大臣は民間事業者が策定した供給確保のための計画を認定し支援措置を実施。民間への支援では対応が難しい場合には特別の対策を措置。

概要

1. 特定重要物資の安定供給確保に関する基本指針を策定【第6条】

2. 特定重要物資の指定（政令指定）【第7条】

特定重要物資	国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む）で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資
--------	---

3. 安定供給確保取組方針の策定【第8条】

- 所管大臣が特定重要物資又はその原材料等の安定供給確保を図るための取組方針を策定。

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要（2 / 2）

概要（続き）

4. 民間事業者による供給確保計画の策定と支援措置【第9条～第28条、第31条～第43条】

・民間事業者は、特定重要物資等の安定供給確保のための取組（※）に関する計画を作成し、所管大臣の認定を受けることが可能。認定を受けた事業者は、以下の支援を受けることが可能。

（※）生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資開発 等

(1) 安定供給確保支援法人等による助成等の支援【第31条～第43条】

- ① 認定供給確保事業者の取組への助成
- ② 認定供給確保事業者へ融資を行う金融機関への利子補給

(2) 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）【第13条～第26条】

(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例【第27条】

(4) 中小企業信用保険法の特例【第28条】

5. 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資と政府による取組等【第44条、第45条】

・4.の民間事業者への支援措置では安定供給確保を図ることが困難な場合、所管大臣は「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」として指定。所管大臣は、備蓄等の必要な措置を講ずる。

6. 特定重要物資等に係る市場環境の整備（公正取引委員会・関税込率法との関係）【第29条、第30条】

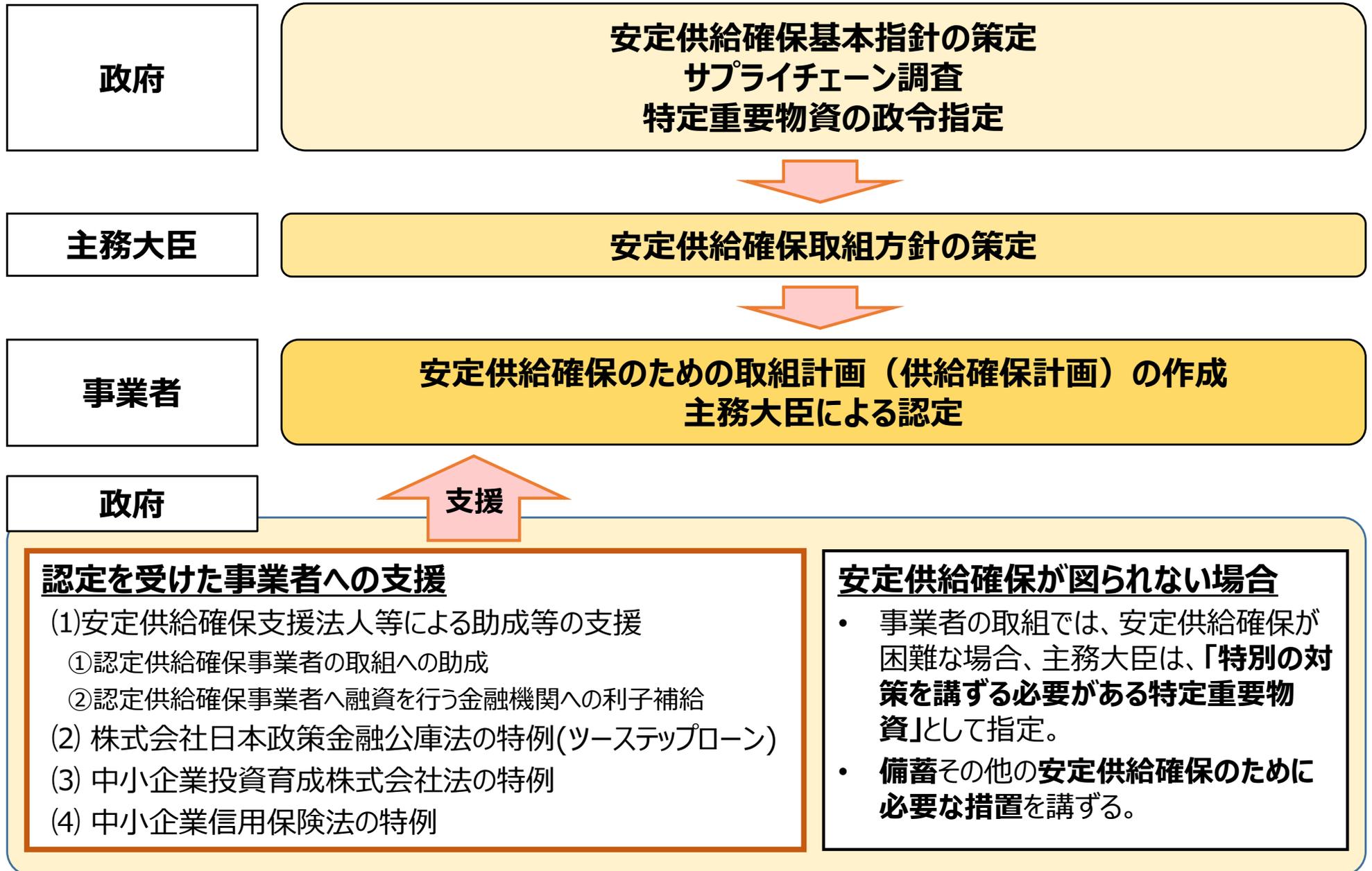
7. その他

・所管大臣は各物資の生産・輸入・販売の事業を行う者に対し、その状況について調査を実施可。【第48条第1項】

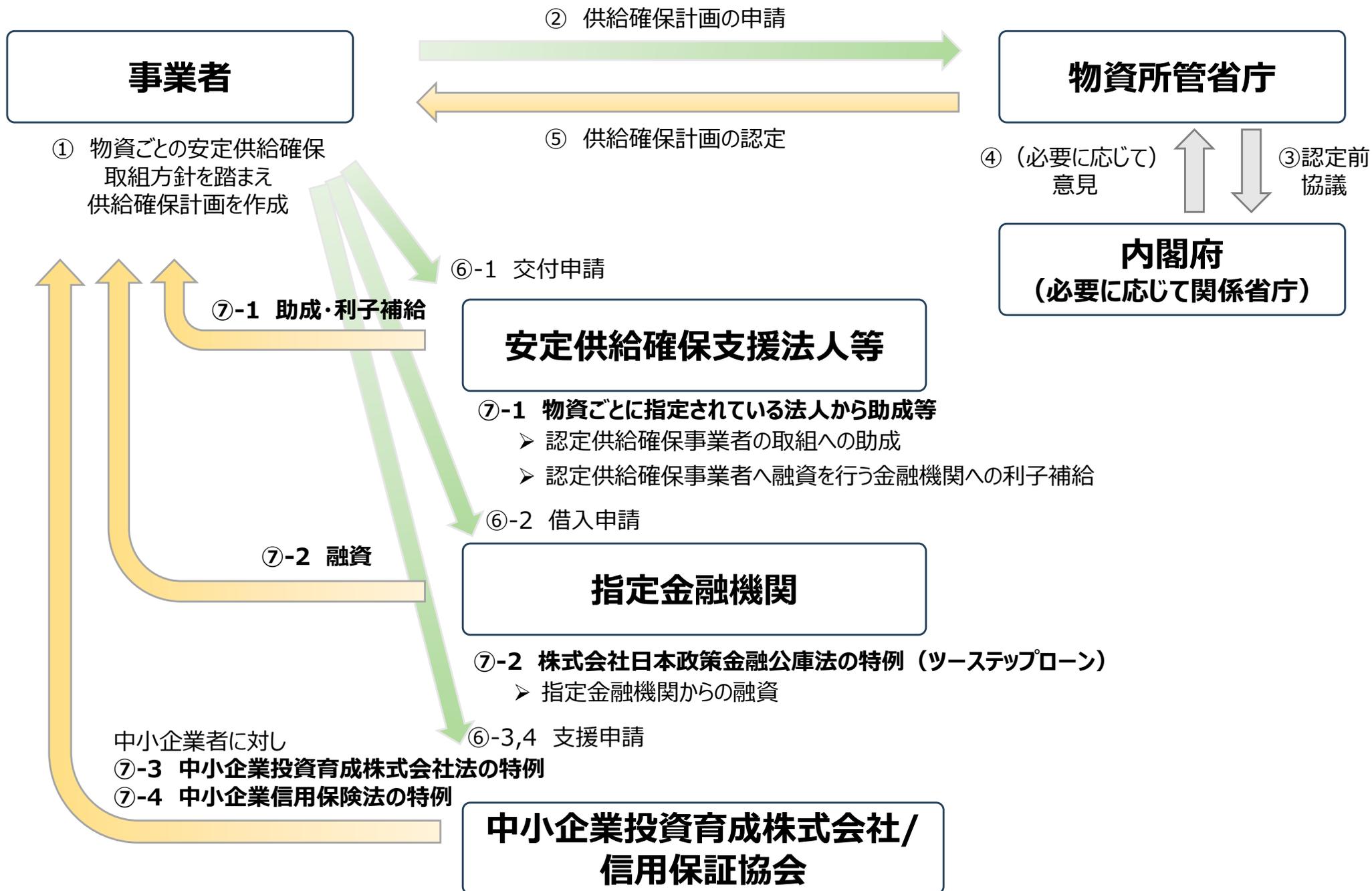
施行期日

・令和4年8月1日

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要（流れ）



事業者が支援を受けるまでの流れ（イメージ）



特定重要物資の指定の要件（概要）

➤ 以下の4要件を全て満たす、特に安定供給確保を図るべき重要な物資に絞り込んで適切に指定する。

要件1	国民の生存に 必要不可欠 又は 広く国民生活又は経済活動が 依拠	国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。 国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。
要件2	外部に過度に依存 又は 外部に過度に依存するおそれ	供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得る物資をいう。 社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。
要件3	外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められること。
要件4	本制度による措置の必要性	要件1～3に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行う。 ①他制度による措置が既に講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。 ②措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。 ✓ 国民の生存に必要な不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合 ✓ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置づけ等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の困り込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要がある場合

➤ 指定にあたっては、支援が効果的に実施できるかどうかといった観点に留意。

➤ 解除の考え方

安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて慎重に検討した上で、指定を解除するものとする。

サプライチェーン強靱化の取組の状況について

- 政府は、**令和4年12月に特定重要物資として11物資を指定**したほか、**令和6年2月に先端電子部品（コンデンサ、高周波フィルタ）・ウラン（重要鉱物の内数）**を追加指定。
- **物資所管大臣は、策定した安定供給確保取組方針等に基づき、供給確保計画を認定し、安定供給確保支援法人・安定供給確保支援独立行政法人を通じて認定供給確保事業者の取組を支援（助成金等：1兆358億円（令和4年度第2次補正予算）、9,172億円（令和5年度補正予算）、2,300億円（令和6年度予算））**

特定重要物資の主な支援措置の内容

抗菌性物質製剤（厚労） βラクタム系抗菌薬 ・ 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄	半導体（経産） 従来型半導体、半導体製造装置、半導体部素材、半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等） ・ 生産基盤強化、原料の供給基盤強化	工作機械・産業用ロボット（経産） CNC、サーボ機構、CNCシステム、減速機、PLC ・ 生産基盤強化、研究開発
肥料（農水） リン酸アンモニウム、塩化カリウム ・ 備蓄	蓄電池（経産） 蓄電池・蓄電池部素材 ・ 生産基盤強化、技術開発	船舶の部品（国交） エンジン（2ストローク・4ストローク）、クランクシャフト、ソナー、プロペラ ・ 生産基盤強化
永久磁石（経産） ネオジム磁石、サマリウムコバルト磁石、省レアアース磁石 ・ 生産基盤強化、技術開発等	クラウドプログラム（経産） 基盤クラウドプログラム、高度な電子計算機 ・ プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備	航空機の部品（経産） 大型鍛造品と原材料（チタン合金、ニッケル合金）、CMCと原材料（SiC繊維）、CFRP原材料（炭素繊維） ・ 大型鍛造品の生産基盤強化 ・ CMCの量産化に向けた研究開発・設備投資 ・ 炭素繊維の生産基盤強化
重要鉱物（経産） マンガン、ニッケル、コバルト、リチウム、グラファイト、レアアース、ガリウム、ゲルマニウム、ウラン ・ 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発	天然ガス（経産） 天然ガス ・ 戦略的余剰液化天然ガスの確保	先端電子部品（経産） 積層セラミックコンデンサー（MLCC）、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタ、製造装置、部素材 ・ 生産基盤強化、技術開発

(参考) 経済安保推進法に基づくサプライチェーン強靱化予算

		令和6年度予算	令和5年度補正予算	令和4年度補正予算
所管省	総額	2,300億円	9,172億円 (①+②)	1兆358億円
経済産業省	令和6年指定物資	—	212億円 (①)	—
	コンデンサ、高周波フィルタ (先端電子部品)	—	212億円	
	ウラン (重要鉱物の内数)	—	— (重要鉱物基金の内数)	
	令和4年指定物資	—	8,960億円 (②)	1兆358億円
	半導体	—	4,376億円	3,686億円
	蓄電池	2,300億円	2,658億円	3,316億円
	クラウドプログラム	—	1,166億円	200億円
	航空機の部品	—	327億円	417億円
	工作機械・産業用ロボット	—	78億円	416億円
	可燃性天然ガス	—	330億円	236億円
	重要鉱物	—	—	1,058億円
永久磁石	—	—	253億円	
国土交通省	船舶の部品	—	25億円 (国庫債務負担行為の内数)	63億円 (国庫債務負担行為総額106億円)
厚生労働省	抗菌薬	—	—	553億円
農林水産省	肥料 (※)	—	—	160億円

※ 肥料について、令和5年度当初予算及び令和6年度予算においては、基金管理団体の業務に要する費用に係る予算のみを別途措置 (R5当初: 1億円、R6予算: 0.3億円) 8